

# 別紙2-2 「支給額算定シート」

大企業用

申請店舗名	
-------	--

## 支給額の算定

※売上高は時短要請の対象外である宅配、デリバリー、テイクアウト等の売上高を除き、  
税抜きの額を記載してください。

※1日当たりの売上高が25万円以上の中小企業（個人事業主も含む）も選択できます。

※算定の根拠となる飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。

(1) 1日当たりの支給単価の上限を算定

・□令和2年8月又は□令和元年8月の売上高 (A) 円 (税抜)

□ (A) ÷ 31日	=	<u>(B)</u>	円	(1円未満の端数は切り上げ)
又は				
□ (A) ÷ ( )日	=	<u>(B)</u>	円	(1円未満の端数は切り上げ)

※令和2年8月の売上高により計算をする場合、休業要請に協力した店舗（接待を伴う飲食店等）は31日から休業要請に協力した日を除く日数を（ ）に記入して計算してください。

(参考：令和2年8月の休業要請期間 8/1~8/16)

・上記 (B) × 0.3 = (C), 000円 (千円未満の端数は切り上げ)

・上記 (C) と 20万円のうち、いずれか低い金額 (D) 円

(2) 1日当たりの減少額を算定

・□令和2年8月又は□令和元年8月の1日当たりの売上高  
⇒上記 (B) 円 (1円未満の端数は切り上げ)

・令和3年8月の売上高 (E) 円 (税抜)

・上記 (E) ÷ 31日 = (F) 円 (1円未満の端数は切り上げ)

・上記 (B) - 上記 (F) = (G) 円

(3) 1日当たりの支給単価を決定

・上記 (G) × 0.4 = (H), 000円 (千円未満の端数は切り上げ)

・上記 (D) と上記 (H) のうち、いずれか低い金額 (I), 000円

(4) 店舗の支給額

・上記 (I) × 協力要請に応じた日数\* = , 000円

(参考：時短日数早見表)

時短終了日		時短開始日			
		8/6 (金)	8/7 (土)	8/8 (日)	8/25 (水)
8/24 (火)		19日間	18日間	17日間	—
8/26 (木)		21日間	20日間	19日間	2日間

(例：8/6 から 8/26 まで時短した場合は 21 日間となります。)